

会員規則(下線部は本年度改訂部分)

(総則)

第1条 公益社団法人日本コントラクトブリッジ連盟(以下「この法人」という)会員に関する規則は、定款およびこの規則の定めるところによる。

(会員)

第2条 定款およびこの規則の手続きに従って入会を認められたものを会員とする。

(特別会員数の上限)

第3条 定款第6条第2項の規定による特別会員は30名以内とする。

(資格審査)

第4条 定款第7条の規定に従ってこの法人への入会を申請したものに対する資格審査は理事会が行う。理事会は、申請者が次に掲げる要件のいずれかを欠くと認めるときは申請を却下し、または判断を行うために必要と認めるときはこれを保留できる。ただし、保留した申請については1年以内に再審査しなければならないが、再審査で再度保留することはできない。

- (1) 定款に定める会員の種類に応じた形式要件を備えていること
- (2) 過去3年間にこの法人から懲戒処分を受けていないこと

(入会金および会費)

第5条 会員の入会金は10,000円、会費は年額11,500円とする。

- 2 会費の有効期間は4月1日から翌年3月31日までとし、当該年度の始期までに一括して支払わなければならない。ただし、年度途中で入会するときは当該年度当初からの会費を支払うものとする。
- 3 定款第6条第2号に規定する終身会員の一時金は会費年額の20年分とする。ただし、終身会友から終身会員へ転向した場合の一時金は年会費差額の20年分とする。

(入会金および会費の減免)

第6条 前条の規定に加え、3月31日現在の満年齢が70歳以上の会員の翌年度分の会費は年額7,500円とする(シニア会員)。

- 2 定款第6条第2号に規定する終身会員は会費の支払いを免除する。
- 3 定款第6条第3号に規定する名誉会員及び同条第4号に規定する特別会員は、入会金及び会費の支払いを免除する。
- 4 会報不要の旨を申し出た会員には、次条6号の規定にかかわらず会報を配布しないものとし、かかる会員(終身会員、名誉会員、特別会員を除く)については、前条第1項及び本条第1項に規定される会費から1,500円を差し引く。

(権利)

第7条 会員はつぎの権利を有する。

- (1) 会員総会に出席し、議決権を行使できる。
- (2) 理事および監事に立候補することができる。
- (3) マスターポイントが記録、保存され、獲得したマスターポイントに応じたマスター位が認定される。
- (4) 個人で競技会を開催し、これにクラス1のマスターポイントを発行できる。
- (5) クラブおよびブリッジセンターの公認を申請し、公認クラブおよび公認ブリッジセンターを運営することができる。
- (6) この法人が発行する会報の配布を受ける。
- (7) この法人の商品部が販売する商品を割引価格で購入できる。
- (8) 国際試合の日本代表となる指名を受けることができる。

(権利の停止)

第8条 会員は、会費の免除者を除き、会費を支払っていない間は第7条第3号から第8号までの権利を行使できない。

(資格の喪失)

第9条 会員の資格の喪失は、定款第11条の規定による。

(懲戒)

第10条 会員に対する懲戒に関する規則は理事会の決議により別途定める。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、会員総会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規則は、公益社団法人日本コントラクトブリッジ連盟の設立の登記の日から施行する。
- 2 1993年2月24日制定、2001年5月26日最終改正の会員規則は、この規則の施行の日をもって廃止する。